

雇用情報にほんまつ

令和5年10月

管内人口(令和5年9月1日現在)

二本松市	51,571人
本宮市	29,932人
大玉村	8,737人

ハローワーク二本松

〒964-0906

二本松市若宮二丁目162番地5

TEL0243-23-0343

雇用動向

令和5年8月内容

- ▶ 有効求人倍率は1.25倍で前月と同率であった。なお月間有効求職者数は1,352人で前月より4.1%減少し、月間有効求人数は1,695人で前月から4.0%減少した。
- ▶ 新規求人倍率は1.78倍で前月を0.24ポイント下回った。なお新規求職者数は320人で前月より2.9%増加し、新規求人数は570人で前月から9.1%減少した。

▶ 有効求人倍率	二本松	1.25倍	(前月比 0.00ポイント)
	福島県	1.36倍	(前月比 - 0.03ポイント)
	全国	1.29倍	(前月比 0.00ポイント)
▶ 完全失業率	全国	2.7%	(前月比 0.00ポイント)
▶ 新規求職者数	二本松	320人	(前月比 + 9人)
▶ 新規求人数	二本松	570人	(前月比 - 57人)
▶ 有効求職者数	二本松	1,352人	(前月比 - 58人)
▶ 有効求人数	二本松	1,695人	(前月比 - 71人)

図1 新規求職者数・新規求人数

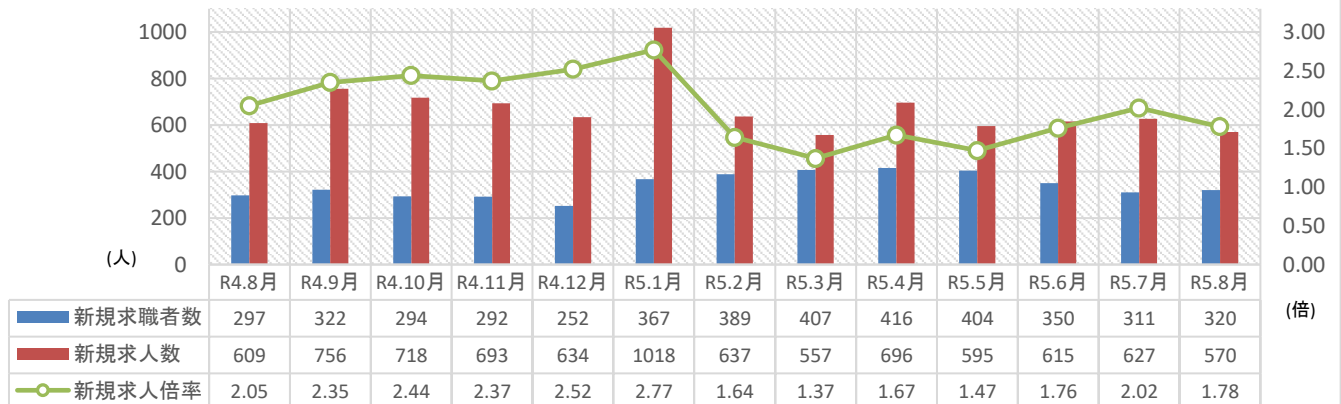
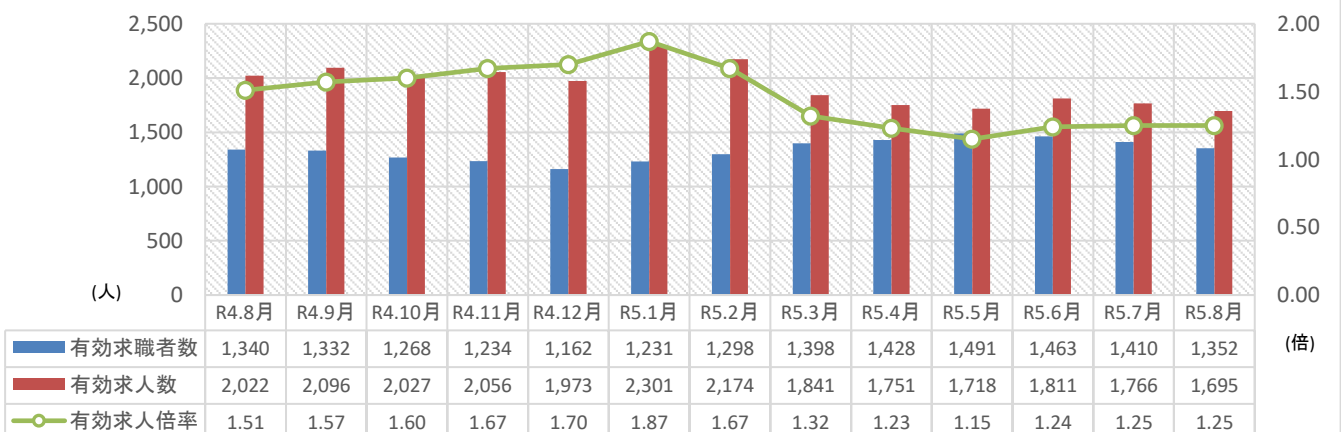


図2 有効求職者数・有効求人数



【表1】一般職業紹介状況

区分	項目	令和5年8月				前月		前年同月	
		計	男	女	うち常用	計	うち常用	計	うち常用
1	新規求人数	570	-	-	507	627	569	609	566
2	月間有効求人数	1,695	-	-	1,529	1,766	1,611	2,022	1,823
3	新規求職申込件数	320	159	161	319	311	309	297	294
	うち中高年	179	106	73	179	169	169	162	161
4	月間有効求職者数	1,352	695	657	1,346	1,410	1,404	1,340	1,335
	うち中高年	749	410	339	747	779	776	734	732
5	紹介件数	300	166	134	284	326	302	289	269
	うち中高年	176	101	75	165	169	154	146	135
6	就職件数	108	63	45	102	113	107	101	95
	うち中高年	51	33	18	47	53	53	46	42
7	充足数	80	-	-	77	90	85	87	84
8	新規求人倍率	1.78	-	-	1.59	2.02	1.84	2.05	1.93
9	有効求人倍率	1.25	-	-	1.14	1.25	1.15	1.51	1.37
10	就職率(%)	33.8	-	-	32.0	36.3	34.6	34.0	32.3
	うち中高年	28.5	-	-	26.3	31.4	31.4	28.4	26.1
11	充足率(%)	14.0	-	-	15.2	14.4	14.9	14.3	14.8

※学卒を除きパートを含みます。

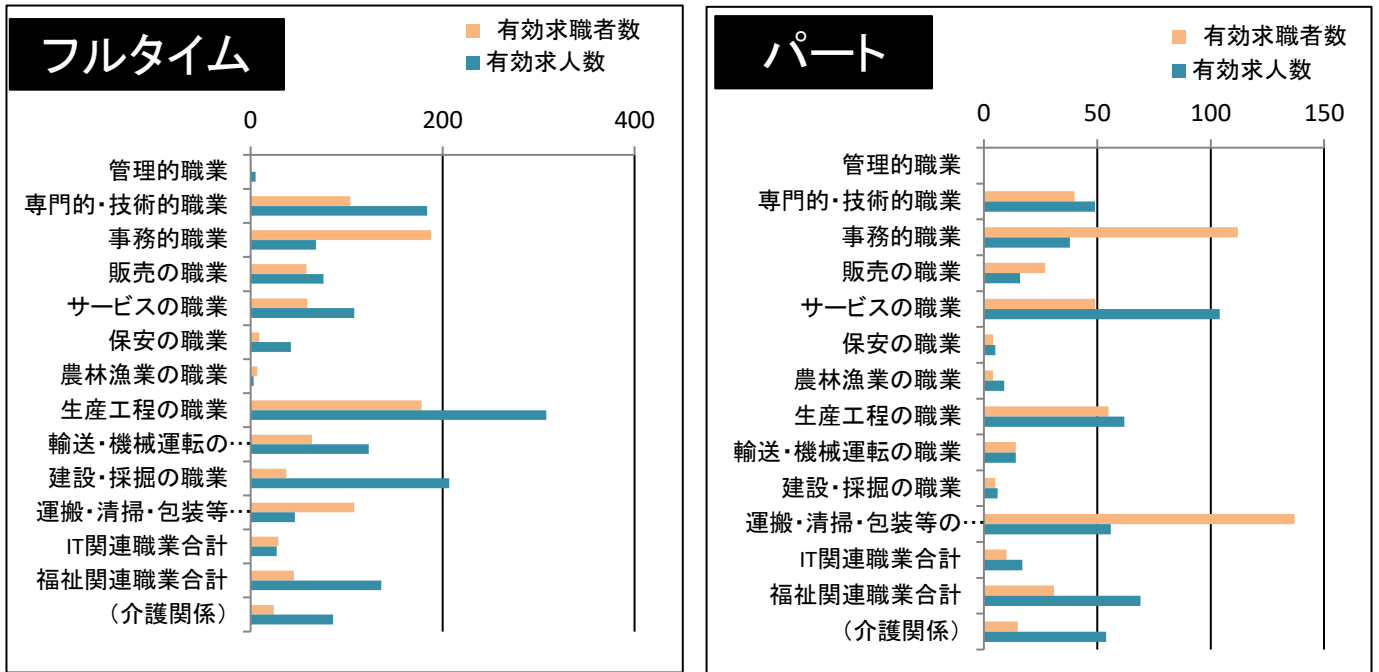
注)男女別を記載しないで求職登録が可能のため、男女計が一致しない場合があります。

【表2】職業別賃金情報・バランスシート

職業	新規求人 平均賃金 (千円)	新規求職 希望賃金 (千円)	有効求人数 (常用)		有効求職者数 (常用)		有効求人倍率 (常用)		
			フルタイム	パート	フルタイム	パート	フルタイム	パート	パート
職業計	216	200	1,170	359	857	489	1.14	1.37	0.73
A 管理的職業	0	0	5	0	1	0	5.00	5.00	-
B 専門的・技術的職業	244	194	184	49	104	40	1.62	1.77	1.23
C 事務的職業	201	185	68	38	188	112	0.35	0.36	0.34
D 販売の職業	201	205	76	16	58	27	1.08	1.31	0.59
E サービスの職業	188	192	108	104	59	49	1.96	1.83	2.12
F 保安の職業	0	200	42	5	9	4	3.62	4.67	1.25
G 農林漁業の職業	215	150	3	9	7	4	1.09	0.43	2.25
H 生産工程の職業	206	207	308	62	178	55	1.59	1.73	1.13
I 輸送・機械運転の職業	231	230	123	14	64	14	1.76	1.92	1.00
J 建設・採掘の職業	252	216	207	6	37	5	5.07	5.59	1.20
K 運搬・清掃・包装等の職業	198	191	46	56	108	137	0.42	0.43	0.41
IT関連職業合計	208	199	27	17	29	10	1.13	0.93	1.70
福祉関連職業合計	211	206	136	69	45	31	2.70	3.02	2.23
(介護関係)	195	190	86	54	24	15	3.59	3.58	3.60
分類不能の職業	0	170	0	0	44	42	0.00	0.00	0.00

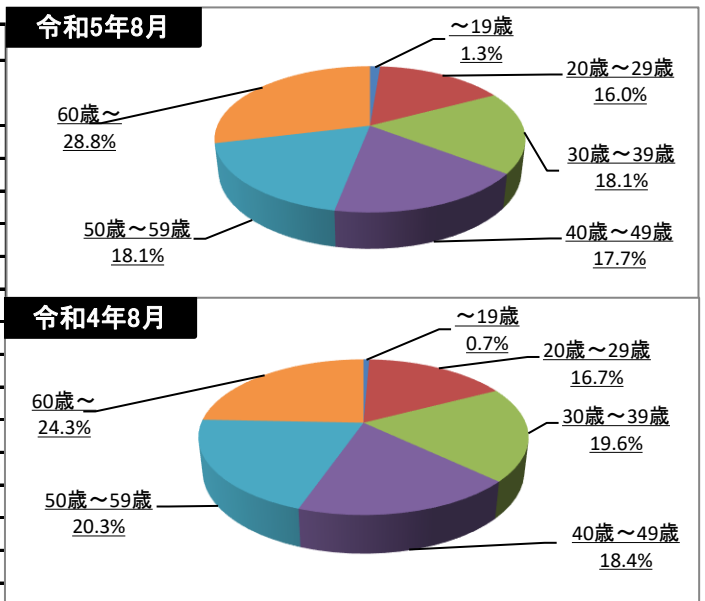
※臨時求人は含みません。このため、本月計と一致しないことがあります。

図3 職業別バランスシート



【表3】年代別有効求職者分布状況 ※パートを含む

年齢	有効常用求職者数		
	令和5年8月	前年同月	前年同月増減
合計	1,346	1,335	11.0
全体に対する割合	100%	100%	0.0
～19歳	17	9	8.0
	1.3%	0.7%	0.6
20歳～29歳	215	223	▲ 8.0
	16.0%	16.7%	▲ 0.7
30歳～39歳	244	262	▲ 18.0
	18.1%	19.6%	▲ 1.5
40歳～49歳	238	245	▲ 7.0
	17.7%	18.4%	▲ 0.7
50歳～59歳	244	271	▲ 27.0
	18.1%	20.3%	▲ 2.2
60歳～	388	325	63.0
	28.8%	24.3%	4.5



【表4】雇用保険取扱状況

項目	区分	令和5年8月	前月	前年同月	対前月比	対前年同月比
適用事業所数		1,561	1,562	1,577	▲ 0.1	▲ 1.0
被保険者数		26,370	26,381	26,122	▲ 0.0	0.9
資格取得者数		248	309	275	▲ 19.7	▲ 9.8
資格喪失者数		310	305	303	1.6	2.3
離職票交付枚数		207	199	175	4.0	18.3
受給資格決定件数		63	82	62	▲ 23.2	1.6
初回受給者数		89	67	81	32.8	9.9
受給者実人員		334	297	330	12.5	1.2
基本手当総支給額(千円)		45,712	34,007	48,604	34.4	▲ 6.0
特例一時金受給者数		0	0	0	-	-
再就職手当支給人員		20	25	29	▲ 20.0	▲ 31.0
教育訓練給付受給者		5	5	6	0.0	▲ 16.7

確認しよう、最低賃金!

事業者も、
労働者も、
お互いに。

会社員、パート、
アルバイトの方、
学生さんなど
働く人すべての人と
雇う人のためのルールです。

福島県 最低賃金

令和5年
10月1日から
時間額

900 円

前年比
42円
UP

最低賃金とは、働くすべての人に賃金の最低額を保障する制度です。

WEBで
確認!

最低賃金に
関する
特設サイト



最低賃金制度

検索

最低賃金に関する
お問い合わせは
福島労働局または
最寄りの労働基準監督署へ



福島労働局

検索

賃金引上げ
特設ページ



賃金引上げに向けた
支援策等を掲載しています。

賃金引上げ特設ページ

検索

中小企業事業者の皆さんへ

業務改善
助成金

最大
600万円を
助成

「最低賃金制度」は、

働くすべての人に、賃金の最低額（最低賃金額）を保障する制度のことです！

年齢やパート・学生アルバイトなどの働き方の違いにかかわらず、すべての労働者に適用されます。



確認の方法は？

^(※1) 確認したい賃金を時間額にして、最低賃金額（時間額）と比較してみましょう！

最低賃金額との比較方法 あなたの賃金と該当する都道府県の最低賃金額を書き込んでみましょう。^(※2)

1 時間給の場合

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{時間給} \\ \hline \text{円} \\ \hline \end{array} \geq \begin{array}{|c|} \hline \text{最低賃金額(時間額)} \\ \hline \text{円} \\ \hline \end{array}$$

2 日給の場合

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{日給} \\ \hline \text{円} \\ \hline \end{array} \div \begin{array}{|c|} \hline \text{1日の平均所定労働時間} \\ \hline \text{時間} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{時間額} \\ \hline \text{円} \\ \hline \end{array} \geq \begin{array}{|c|} \hline \text{最低賃金額(時間額)} \\ \hline \text{円} \\ \hline \end{array}$$

3 月給の場合

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{月給} \\ \hline \text{円} \\ \hline \end{array} \div \begin{array}{|c|} \hline \text{1か月の平均所定労働時間} \\ \hline \text{時間} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{時間額} \\ \hline \text{円} \\ \hline \end{array} \geq \begin{array}{|c|} \hline \text{最低賃金額(時間額)} \\ \hline \text{円} \\ \hline \end{array}$$

4 上記 1, 2, 3 が組み合わさっている場合

例えば、基本給が日給で
各手当（職務手当など）が
月給の場合

- ① 基本給（日給）→ 2 の計算で時間額を出す
- ② 各手当（月給）→ 3 の計算で時間額を出す
- ③ ①と②を合計した額 ≥ 最低賃金額（時間額）

^(※1) 最低賃金額との比較に当たって、次の賃金は算入しません。

① 臨時に支払われる賃金（結婚手当など）② 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）③ 所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金（時間外割増賃金など）④ 所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金（休日割増賃金など）⑤ 午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分（深夜割増賃金など）⑥ 精皆勤手当、通勤手当および家族手当

^(※2) 詳細な計算方法や、歩合給の場合の計算方法などは労働局または最寄りの労働基準監督署へ

使用者も、労働者も、必ず確認。最低賃金。



スマホ、携帯で自分の地域の最低賃金をチェックしましょう！

中小企業事業者の皆さんへ

賃金引上げを支援する助成金を積極的に活用しましょう。

業務改善助成金

最大
600万円を
助成

業務改善助成金
コールセンター

☎ 0120-366-440

詳しくは、こちら

業務改善助成金

検索



「業務改善助成金」とは

「業務改善助成金」は、生産性を向上させ「事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）」の引上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。設備投資などを行った場合、支給の要件に応じてその費用の一部を助成します。

支給の要件

1



事業場内最低賃金の引上げ

2



引上げ後の賃金額の支払い

3



生産性向上に資する機器・設備などを導入

4



解雇、賃金引下げ等の不交付事由がない

設備投資等に要した費用の一部を助成

概要を動画でチェック！



助成金支給までの流れ

1



交付申請書・事業実施計画などを、事業場がある都道府県労働局に提出

審査

2



交付決定後、提出した計画に沿って事業実施

3



実施結果報告書・支給申請書を労働局に提出

審査

4



支給

手続きを動画でチェック！



専門家による無料相談を実施

賃金引上げにお悩みの方は働き方改革推進支援センターにご相談ください。

詳しくは、こちら

働き方改革推進支援センター

検索

働き方改革推進支援資金

日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引上げに取り組む事業者に対して、設備資金や運転資金の融資を行っています。

詳しくは、こちら

働き方改革推進支援資金

検索

リサイクル適性^(A)

この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

(R5.9)